

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第1章 総則	第1章 総則
1~7-1 (省略) (国別の選定基準)	1~7-1 (同左) (国別の選定基準)
7-2 国（貿易相手国）の選定基準は、次による。 (1) 輸出については、仕向国（輸出貨物がその取引において最終的に仕向けられる国）とする。 ただし、仕向地が未定の場合（揚地選択船荷証券によって委託される貨物又は指図式貨物）は、「指図式」とする。 (2) (省略)	7-2 国（貿易相手国）の選定基準は、次による。 (1) 輸出については、仕向国（輸出貨物がその取引において最終的に仕向けられる国）とする。 ただし、仕向地が未定の場合（揚地選択船荷証券によって委託される貨物又は指図式貨物）は、「指図式」とする。 (2) (同左)
8~11 (省略)	8~11 (同左)
第2章 普通貿易統計	第2章 普通貿易統計
21 統計計上貨物 21-1 (省略)	21 統計計上貨物 21-1 (同左)
(普通貿易統計計上除外貨物) 21-2 次に掲げる貨物は、前期 21-1（普通貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。 (1)～(6) (省略) (7) 一時的に輸出又は輸入する無償の貨物のうち、次に掲げるもの イ 外国から輸入した貨物であって、外国において無償で修繕するため に輸出され、修繕後再び輸入されるもの	(普通貿易統計計上除外貨物) 21-2 次に掲げる貨物は、前期 21-1（普通貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。 (1)～(6) (同左) (7) 一時的に輸出又は輸入する無償の貨物のうち、次に掲げるもの イ 外国から輸入した貨物であつて、外国において無償で修繕するため に輸出され、修繕後再び輸入されるもの

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ロ 本邦から輸出した貨物<u>であつて</u>、本邦において無償で修繕するため に輸入され、修繕後再び輸出されるもの ハヘリ（省略）</p>	<p>ロ 本邦から輸出した貨物<u>であつて</u>、本邦において無償で修繕するため に輸入され、修繕後再び輸出されるもの ハヘリ（同左）</p>
<p>ヌ 本邦から輸出したフィルム<u>であつて</u>、外国で撮影後本邦に輸入され、 現像後輸出されるもの（編集されないものに限る。） ル 外国から輸入したフィルム<u>であつて</u>、本邦で撮影後外国に輸出され、 現像後輸入されるもの（編集されないものに限る。） ヲヘワ（省略）</p>	<p>ヌ 本邦から輸出したフィルム<u>であつて</u>、外国で撮影後本邦に輸入され、 現像後輸出されるもの（編集されないものに限る。） ル 外国から輸入したフィルム<u>であつて</u>、本邦で撮影後外国に輸出され、 現像後輸入されるもの（編集されないものに限る。） ヲヘワ（同左）</p>
<p>(8)～(12)（省略）</p>	<p>(8)～(12)（同左）</p>
<p>(13) 本邦から出漁した本邦の船舶<u>によって</u>外国で採捕された水産物及び本 邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれ を原料として製造した貨物（定率法第 14 条の 3《外国で採捕された水 産物等の減税又は免税》第 1 項に掲げる貨物）</p>	<p>(13) 本邦から出漁した本邦の船舶<u>によって</u>外国で採捕された水産物及び本 邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれ を原料として製造した貨物（定率法第 14 条の 3《外国で採捕された水 産物等の減税又は免税》第 1 項に掲げる貨物）</p>
<p>(14)～(18)（省略）</p>	<p>(14)～(18)（同左）</p>
<p>22～24（省略）</p>	<p>22～24（同左）</p>
<p>25 統計項目の記載要領 前記 24（統計項目）の(1)、(7)、(9)及び(11)から(16)までに掲げる統 計項目については、税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）II 記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010） 又は「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」 （C-5020）に定められた記載要領により記載させる。 なお、前記 24（統計項目）の(11)について、セットとして課税又は免 税される貨物が適用される減免税条項符号等が異なるため、その一部が同 一統計品目番号により分割して申告される場合において、数量単位が 「NO」又は「ST」のときは、金額の最も大きい貨物の数量（NO 又は ST） のみを記載させ、他の貨物の数量（NO 又は ST）は「0」と記載させる。再</p>	<p>25 統計項目の記載要領 前記 24（統計項目）の(1)、(7)、(9)及び(11)から(16)までに掲げる統 計項目については、税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）II 記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010） 又は「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」 （C-5020）に定められた記載要領により記載させる。 なお、前記 24（統計項目）の(11)について、セットとして課税又は免 税される貨物が適用される減免税条項符号等が異なるため、その一部が同 一統計品目番号により分割して申告される場合において、数量単位が 「NO」のときは、金額の最も大きい貨物の数量（NO）のみを記載させ、他</p>

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
輸出入品（総トン数が 500 トン以上の船舶を除く）については、数量は KG を記載させる。	の貨物の数量（NO）は「0」と記載させる。再輸出入品（総トン数が 500 トン以上の船舶を除く）については、数量は KG を記載させる。
25-1 (省略)	25-1 (同左)
25-2 船（機）籍符号は、別紙第 4 の「船（機）籍符号表」により記載させる。 なお、記載に <u>当たっては</u> 、次の点に留意する。 (1)～(3) (省略)	25-2 船（機）籍符号は、別紙第 4 の「船（機）籍符号表」により記載させる。 なお、記載に <u>当たつては</u> 、次の点に留意する。 (1)～(3) (同左)
25-3 (省略) (貿易形態別符号の第 2 符号) 25-3-1 貿易形態別符号のうち第 2 符号の記載に <u>当たつては</u> 、次の点に留意する。 (1)～(7) (省略)	25-3 (同左) (貿易形態別符号の第 2 符号) 25-3-1 貿易形態別符号のうち第 2 符号の記載に <u>当たつては</u> 、次の点に留意する。 (1)～(7) (同左)
25-3-2～25-8 (省略)	25-3-2～25-8 (同左)
第 3 章 特殊貿易統計 第 1 節 金統計	第 3 章 特殊貿易統計 第 1 節 金統計
31 統計計上貨物 (金統計計上貨物) 31-1 金統計は、普通貿易統計と同様に条約第 I 附属書第 I 編 I(b)（再輸出、再輸入を含む一般貿易の統計表を作成する場合）に基づく一般貿易の方法により作成し、輸出統計及び輸入統計の区分に応じ、それぞれ次に掲げる貨物を計上する。	31 統計計上貨物 (金統計計上貨物) 31-1 金統計は、普通貿易統計と同様に条約第 I 附属書第 I 編 I(b)（再輸出、再輸入を含む一般貿易の統計表を作成する場合）に基づく一般貿易の方法により作成し、輸出統計及び輸入統計の区分に応じ、それぞれ次に掲げる貨物を計上する。

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
ただし、当該貨物が再輸出品又は再輸入品に該当する場合であっても、次の区分に掲げる統計品目番号により計上するので留意する。 (1)輸出統計 前記 21-1(普通貿易統計計上貨物)(1)に該当する貨物のうち、輸出統計品目表の <u>第 7108.20 号及び第 7118.90 号-100</u> に該当する貨物 (2)輸入統計 前記 21-1(普通貿易統計計上貨物)(2)に該当する貨物のうち、輸入統計品目表の <u>第 7108.20 号及び第 7118.90 号-010</u> に該当する貨物	ただし、当該貨物が再輸出品又は再輸入品に該当する場合であっても、次の区分に掲げる統計品目番号により計上するので留意する。 (1)輸出統計 前記 21-1(普通貿易統計計上貨物)(1)に該当する貨物のうち、輸出統計品目表の <u>7108.20 号-000</u> 及び <u>7118.90 号-100</u> に該当する貨物 (2)輸入統計 前記 21-1(普通貿易統計計上貨物)(2)に該当する貨物のうち、輸入統計品目表の <u>7108.20 号-000</u> 及び <u>7118.90 号-010</u> に該当する貨物
31-2~32 (省略)	31-2~32 (同左)
第 2 節 船用品・機用品統計	第 2 節 船用品・機用品統計
33 統計計上貨物 (船用品・機用品統計計上貨物) 33-1 船用品・機用品統計に計上する貨物は、関税法第 23 条《船用品又は機用品の積み込み等》第 1 項及び第 2 項の規定により承認を受けて積み込まれた船用品又は機用品とし、当該貨物について「鉛油（統計品目表の <u>第 27.09 項、第 27.10 項及び第 34.03 項</u> に該当する貨物をいう。）」又は「その他」の統計品目に区分して計上する。	33 統計計上貨物 (船用品・機用品統計計上貨物) 33-1 船用品・機用品統計に計上する貨物は、関税法第 23 条《船用品又は機用品の積み込み等》第 1 項及び第 2 項の規定により承認を受けて積み込まれた船用品又は機用品とし、当該貨物について「鉛油（統計品目表の <u>27.09、27.10 及び 34.03</u> に該当する貨物をいう。）」又は「その他」の統計品目に区分して計上する。
33-2~35 (省略)	33-2~35 (同左)
第 3 節 (省略)	第 3 節 (同左)
第 4 章～第 5 章 (省略)	第 4 章～第 5 章 (同左)
別紙第 1 (省略)	別紙第 1 (同左)
別紙第 2	別紙第 2

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後						改 正 前																					
税 関 符 号 表						税 関 符 号 表																					
<table border="1"> <tr> <td>符号</td> <td>事務所名</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table>						符号	事務所名	(省略)	(省略)	(削除)	<u>(削除)</u>	(省略)	(省略)	<table border="1"> <tr> <td>符号</td> <td>事務所名</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td><u>川崎税関支署東扇島出張所</u></td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> </table>						符号	事務所名	(同左)	(同左)	2022	<u>川崎税関支署東扇島出張所</u>	(同左)	(同左)
符号	事務所名																										
(省略)	(省略)																										
(削除)	<u>(削除)</u>																										
(省略)	(省略)																										
符号	事務所名																										
(同左)	(同左)																										
2022	<u>川崎税関支署東扇島出張所</u>																										
(同左)	(同左)																										
別紙第 3 ~ 別紙第 4 (省略)						別紙第 3 ~ 別紙第 4 (同左)																					
別紙第 5						別紙第 5																					
貿易形態別符号表						貿易形態別符号表																					
第 1 符号	第 1 種別	第 2 符号	第 2 種別	第 3 符号	第 3 種別	第 1 符号	第 1 種別	第 2 符号	第 2 種別	第 3 符号	第 3 種別																
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	7 <u>船 (機)</u> <u>用条件付</u> <u>貨物の輸入</u> (省略) (省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左) <u>船 (機)</u> <u>用品条件付</u> <u>貨物の輸入</u> (同左) (同左)																
別紙第 6 (省略)						別紙第 6 (同左)																					
別紙第 7						別紙第 7																					
減 免 稅 条 項 符 号 表						減 免 稅 条 項 符 号 表																					

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
11520	法第 15 条第 1 項第 8 号 令第 22 条第 1 号	〃 (発着等を安全にする機器〔地上設備用〕) (<u>シミュレーター</u> であって民間用のもの)	(省略)	11520	法第 15 条第 1 項第 8 号 令第 22 条第 1 号	〃 (発着等を安全にする機器〔地上設備用〕) (<u>シミュレーター</u> であって民間用のもの)	(同左)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
11530	法第 15 条第 1 項第 8 号 令第 22 条第 1 号	〃 (〃〔地上設備用〕) (民間用 <u>シミュレーター</u> 以外のもの)	(省略)	11530	法第 15 条第 1 項第 8 号 令第 22 条第 1 号	〃 (〃〔地上設備用〕) (民間用 <u>シミュレーター</u> 以外のもの)	(同左)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
別紙第 8 ~ 別紙第 9 (省略)				別紙第 8 ~ 別紙第 9 (同左)			